

水産業支援策

I 水産業支援策（内容別）
3 融資について知りたい方
■ 資金使途一覧

	漁業近代化資金	沿岸漁業改善資金	漁業経営維持安定資金
漁船の建造・取得・改造するとき	○	○	
エンジン、魚群探知機等を取得・改造するとき	○	○	
漁船漁具保管修理施設・水産物加工施設等を取得・改造するとき	○		
漁場改良造成用機具等を取得・改造するとき	○		
漁具等を取得・改造するとき	○	○	
種苗等を購入・育成するとき	○	○	
新規に漁業就業するとき（研修・漁業就業準備・施設整備）		○	
新たな漁業分野にチャレンジするとき	○	○	
負債を整理し経営を再建するとき			○
経営や生活の改善をするとき（炊事施設、衛生施設の改造等）		○	
漁業に関する研修を受けるとき		○	
漁家住宅を取得・改良するとき	○	○	
漁村環境を整備するとき（通信施設、廃棄物処理施設等）	○		

漁業近代化資金	
概 要	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために必要な長期低利の資金
金 利	令和7年3月19日現在 1.7%
貸付限度額	漁船資金 20t未満9,000万円、20t以上 36,000万円 等 （借入内容によって異なります。）
償還(据置)期間	20年（3年）以内 等（借入内容によって異なります。）
問 合 せ 先	水産政策課 漁村振興担当 Tel 0985-26-7686

沿岸漁業改善資金	
概 要	沿岸漁業者等の経営や生活の改善及び青年漁業者等の養成確保を図るのに必要な資金
金 利	無利子
貸 付 限 度 額	自動操舵装置 １００万円 等（借入内容によって異なります。）
償還(据置)期間	７年（１年）以内 等（借入内容によって異なります。）
問 合 せ 先	水産政策課 漁村振興担当 TEL ０９８５－２６－７６８６

漁業経営維持安定資金	
概 要	漁業経営の再建を図るのに必要な固定化債務の整理のための資金
金 利	令和７年３月１９日現在 沿岸 １．７０％ 遠洋 ２．１５％ ※近海かつお、まぐろ漁業（総トン数２０トン以上１２０トン未満）を含む。
貸 付 限 度 額	漁船の合計総トン数 ３０ｔ未満 ４，０００万円 等 （借入内容によって異なります。）
償還(据置)期間	一般：１０年（３年）以内、特認：１５年（３年）以内
問 合 せ 先	水産政策課 漁村振興担当 TEL ０９８５－２６－７６８６